

国民年金

20歳になったら

すべての人が加入

国民年金って？

人生には、いつ、何が起るかわかりません。ある日、突然事故にあつて障害者になつてしまつたとき、あなたの今後の生活を保障してくれるものがありますか？いつまでも、両親にたよつて生きるわけにはいきません。

そんなとき、国民年金に加入していれば年金が受けられ、あなたの暮らしも助かるはずですよ。

また、高齢化社会をむかえている現在、私たちの老後を保障してくれるのもやはり年金なのです。

国民年金は、保険料を払うと、年金を受ける人が互いに助け合う仕組みになつていきますので、あなたが加入しなければ、あなたを助けることはできないのです。

いますぐ加入しましょう。

あなたはどの被保険者に？

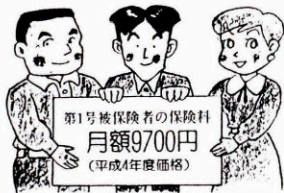
「被保険者は3種類」

保険料を納める方法によつて、次の3種類に分かれます。

○第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、学生及び厚生年金や共済組合に加入していない農業・漁業・商業などの自営業や自由業の人とその家族で、納めかたは、市役所から送られてくる納付書によつて各人で納めます。

保険料 月額9,700円
(平成4年4月から)



○第2号被保険者

現役サラリーマンなど厚生年金保険・船員保険の被保険者や共済組合の組合員で、厚生年金や共済組合の掛金の中から、拠出金としてまとめて支払われますから、保険料を別個に負担する必要はありません。



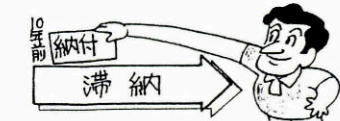
○第3号被保険者

厚生年金保険・船員保険の被保険者や共済組合員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人で、夫が厚生年金、共済組合に加入しているならば、保険料を納める必要はありません。ただし届出をしないと加入したことにはなりません。また、夫の給料から奥さんの保険料が天引きされるわけではありません。

保険料を納めるのが困難な人には

免除制度があります。免除の手続きをしておきますと、保険料を払っていなくても加入していることとなります。

追納



ただし、免除期間は保険料を3分の1納めたものとして計算するので、年金額はその分減額されます。

学生については本人に所得がないため、親の収入が基準に満たない場合は免除が受けられます。

受けられる年金は3種類

※年金額は、平成4年4月からのものです。

保険料を滞納すると、年金が受けられなくなります。

○老齢基礎年金(40年間完納の場合)
72万5,300円(年額)
国民年金の加入期間(保険料を滞納している期間は含まれません)が25年以上ある人が、65歳から受けられます。

○障害基礎年金

90万6,600円(年額)
(障害の程度が1級の人)
72万5,300円(年額)
(障害の程度が2級の人)

病気やケガで障害者になつたときに受けられます。保険料を滞納している間に障害者となつたときは、年金を受けられないことがあります。

○遺族基礎年金(子が1人の場合)
93万4,400円(年額)
ご主人が亡くなったとき、その収入で生活していた「子ども」のいる奥さんなどが受けられます。ご主人が保険料を滞納している間に亡くなったときは、年金を受けられないことがあります。



国民年金の保険料は所得から控除されます

国民年金の保険料は、所得税、市民税の申告の際申告すれば「社会保険料控除」として金額、所得から控除されます。本人と扶養家族の保険料すべてが対象となりますので、忘れないよう申告して下さい。

平成4年分の保険料は次表のとおりです。

月	定額	1月～3月	9,000円
	付加保険料	4月～12月	9,700円
年額	定額	額	114,300円
年額	定額+付加保険料	額	119,100円

※国民年金のことはお気軽に市民課国民年金係へ
☎内線143・144

2月から図書館の開館時間延長
開館時間(火曜日・日曜日)
午前9時～午後4時30分
閉館は従来どおり、毎週月曜日、祝日、年末、年始は休館となります。

※問い合わせ先
市立図書館 ☎内線440